

渋谷区長 殿

渋谷区教育委員会 殿

復 職 証 明 書

下記の者は、産前産後休暇・育児休業期間を終了し、復職していることを証明します。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

住 所	渋谷区		
氏 名		生年月日	年 月 日
産前産後休暇期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
育児休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
復職日	年 月 日 ※実働としての復職日を記入してください。 休業に引き続く有給休暇は復職にあたりません。		
復職後の 勤務時間	正 規 の 勤 務 時 間	週 日 勤務 (月 火 水 木 金 土 日) 勤務日に○を付けてください。	
		就労時間 時 分 ～ 時 分	
	短 時 間 勤 務 等	週 日 勤務 (月 火 水 木 金 土 日) 勤務日に○を付けてください。	
		就労時間 時 分 ～ 時 分	
業務内容			
復職後の勤務地			
備考			

勤務先の人へ

※ この証明書は保育園等利用事務のために使用するものです。

※ 育児時間や育児短時間勤務を利用されている場合は、**必ず正規の勤務時間と短縮後の勤務時間の両方をご記入ください。正規の勤務時間に育児短時間勤務の時間を記入されますと、再提出となります。**

※「就労時間」は、休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間をご記入ください。

証明発行日 年 月 日

※証明書は復職日以降に発行してください。

※証明にあたり押印は不要です。

※記入担当者様に連絡させて頂くことがあります。

【勤務先】 所在地

名 称

代表者

電 話

()

記入担当者名

復職証明書の提出方法

オンライン提出用フォーム(右QR)から、発行された復職証明書のデータ(写真可)をアップロードして提出してください。



↓ 保護者記入欄 ↓

保育園	☐ 申請中	フリガナ	
		児童名	
こども園	☐ 在園中	生年月日	年 月 日

※復職後の就労状況により退園となる場合があります。詳しくは裏面をお読みください。

【この証明書に関する問合せ】 〒150-8010(住所不要) 渋谷区役所 保育課 入園相談係 ☎03-3463-2492

復職に関する確認事項

申込み時に提出していただいた「復職・復学に関する申立書」の内容は以下のとおりです。
 復職した翌月の20日までに当区指定の復職証明書を提出できなかった場合には退園となります。

自営業の方でも申込時に「復職・復学に関する申立書」を提出した場合は、復職証明書の提出が必須です。

※復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。

転職は復職に含みません。

勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。

◆申込み時点で、産前産後休業・育児休業・その他本人の意思による休暇等を取得している人、または、入園月までに取得する予定のある人

保育所等に入園後、育児休業等の休業・休暇期間または休学期間を終了（短縮）し、
遅くとも入園月末日までに復職・復学します。

※入園が内定した場合、保育所等に入所していないきょうだいがいても、復職する必要があります。

◆入園月が、下の子の出産予定月の前2か月から後2か月の5か月間にあたる人

産後休暇後、直ちに復職します。

★以下の場合は退園（内定取消し）になります

- ・入園した月に就労実績がない場合（有給休暇は就労実績になりません。）
- ・復職後の就労日数・時間が申込時と比較して大幅に下回っている場合

◎大幅に下回っている場合とは、

正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした人が週4日で復職した）場合や、
 正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした人が1日7時間勤務で復職した）
 場合などです。ただし、育児のための短時間勤務制度を取得する場合は、
 週4日・1日8時間以上または週5日・1日6時間以上のいずれかの就労であれば
 退園（内定取消し）にはなりません。